

平成29年第10回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成29年10月30日(月) 14時00分～15時10分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

1 出席委員の氏名

近 藤 孝 信
塩 田 絹 代
坂 上 三 徳
吉 田 英 則
永 田 良 二

1 欠席委員の氏名

1 委員以外の出席者の氏名

教育次長	深 松 良 蔵
教育総務課長	山 崎 康 徳
学校教育課長	本 多 正 興
生涯学習課長	林 田 充 敏
スポーツ振興課長	泉 淳一郎
文化財課長	松 本 慎 二
学校教育課学事班長	塩 土 敬 治
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案27号 南島原市いじめ防止基本方針の改定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

日程第1 開 会

近藤委員長 　ただ今から平成29年第10回定例会を開会いたします。

日程第2 前回会議録の承認

近藤委員長 　日程第2、前回会議録の承認ですが、吉田委員が指名されておりましたので署名をお願いいたします。

（平成29年第9回定例会…吉田委員が署名）

近藤委員長 　ありがとうございました。

日程第3 会議録署名人の指名

近藤委員長 　日程第3、会議録署名人の指名ですが、今回は、塩田委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 　そのとおり、決定いたします。

日程第4 教育長報告

近藤委員長 　日程第4、教育長報告に入ります。教育長から報告をお願いいたします。

永田教育長 　（別紙により、平成29年9月28日から平成29年10月29日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告）

近藤委員長 　ありがとうございました。
今の報告について、何かお尋ね等ございませんでしょうか。

近藤委員長 　特になければ、以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

日程第5 議案審議

近藤委員長 　続きまして、日程第5、議案審議に入ります。

議案第27号「南島原市いじめ防止基本方針の改定について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

学校教育課長 　議案第27号「南島原市いじめ防止基本方針の改定について」をご説明いたします。
今回の改定は、国及び県の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことに伴い、本市の方針も改定するものであります。
主な改定事項としましては、昨今のいじめの状況を勘案し、いじめの定義やいじめ基本方針の公開のあり方、学校として特に配慮が必要な児童生徒についての追加等がございます。

これらは、概ね3年を目処に改定をすることとなっておりますので、平成26年4月に策定しておりましたものを、今回、本市の現状に鑑み、改定を行うものであります。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

近藤委員長 資料中、今回改定があったところが、朱書きになっていますが、今回、新たに追加されたのは、主にどのような点でしょうか。

学校教育課長 例えば、いじめの種類として、性同一性障害に係るいじめ等の対応も新たに追加されており、また、これから学校へ求められているものとして、学校いじめ防止基本方針の保護者等へのホームページなどを使った周知や学校いじめ防止基本方針の取組の評価などもより強調されている部分であります。

坂上委員 14ページの要件1の下段で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。との表現ですが、いじめ行為が止んでいないのなら、注視でなく、指導するといった表現が良いのではないのでしょうか。

学校教育課長 表現については、県に合わせておりますが、注視の中には、見守るということと、指導の意味も含まれていると考えております。

坂上委員 15ページ中、(3)いじめ対策委員会の設置の項で、取組等を①～④まで書いてありますが、その前に、いじめ対策委員会の取組である旨の表現を入れた方が、わかりやすいのではないかと思います。

学校教育課長 その旨の表現を追加いたします。

坂上委員 16ページ中、(1)学校又は学校の設置者の3項中、2行目の同項の前及び3行目の支援の前のスペースは不要と思います。
また、13ページの③いじめに対する措置の項で、イ中、「P13参照」は「P15参照」ではないでしょうか。

学校教育課長 そのとおり修正いたします。

坂上委員 学校いじめ対策委員会は、常に設置するのでしょうか。
すべての市内の学校で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを確保することが出来るのでしょうか。

学校教育課長 学校いじめ対策委員会は、常に設置いたします。
スクールカウンセラーについては、兼務せざるを得ないと思います。
スクールカウンセラーは、現在6名しかおりませんので、必然的に2町へは派遣という形になります。
スクールソーシャルワーカーは、1名で市内全体をまわることが可能です。

坂上委員 1人のスクールソーシャルワーカーが、全ての学校のいじめ対策委員会にそれぞれ名前を連ねることになるのでしょうか。

学校教育課長 普段の学校のいじめ対策委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは入らない形で、学校職員及び保護者等のメンバーで運営し、重大事態の場合に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えた体勢で運営していくことになるかと思えます。

塩田委員 保護者へも周知されるということですが、保護者から見て、この基本方針はなかなかわかりにくいと思います。
いじめ対策委員会等の組織があるというのは分かると思いますが、実際の相談窓口や重大事態というのが、実際のいじめに相応した場合、どの程度に該当するのか、保護者にとっては、非常に悩ましい問題でもありますので、この辺もわかりやすく周知していただければと思います。

学校教育課長 このいじめ防止基本方針につきましては、毎年、各学校のいじめ防止基本方針を保護者へ、学校だよりなどを通じて周知されているかと思います。
その中で、より一層、相談窓口等をわかりやすく周知するよう、学校長へ依頼したいと思います。

吉田委員 4ページにいじめの定義等について書いてありますが、何か具体的で詳細ないじめの定義については、県などからパンフレット等の配布はあっていないのでしょうか。
いじめがどういうものか、いじめの定義を学校内、保護者へも詳細に伝えていく必要があると思います。

学校教育課長 いじめの定義についてのパンフレット等の配布については、なかったかと思えます。
いじめの定義も含め、学校において作成しております学校いじめ防止基本方針は、保護者へも配布されております。

近藤委員長 他にございませんか。
特になければ、13ページの③いじめに対する措置、イ組織的な対応の項中「P13」を「P15」へ修正し、15ページ中、(3)「いじめ対策委員会」の設置の項中、①の前に、「いじめ対策委員会では、以下の取組等を行う。」を追加し、さらに、16ページ中、(1)学校又は学校の設置者(南島原市教育委員会)による調査、3の項中、同項及び支援の前のスペースを削除し、修正した上で、決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 議案第27号については、修正して可決いたします。

日程第6 その他

近藤委員長 続きまして、日程第6、その他「(1)準要保護児童生徒就学援助の申請について」ですが、この案件は個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 この案件は、非公開と決定いたします。

(非公開の審議)

近藤委員長 小学校 認定 5人
中学校 認定 1人
本件につきましては、そのとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 そのとおり、決定いたします。

近藤委員長 次は、日程第6、その他「(2) 次回教育委員会定例会の開催について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育次長 (11月21日、火曜日、午後2時00分からの開催を提案)

近藤委員長 次回定例会は、11月21日、火曜日、午後2時00分から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

近藤委員長 最後に日程第6、その他「(3) その他」ですが、皆様方から何かございませんか。

教育総務課長 (平成29年度第2回総合教育会議について説明)

教育総務課長 (平成29年度長崎県市町村教育委員会研究大会について説明)

生涯学習課長 (平成29年度長崎県公民館大会について報告)

近藤委員長 他にございませんか。

<なしの声>

日程第7 閉会

近藤委員長 他になければ、以上をもちまして、本日の第10回定例会を閉会いたします。

閉 会 15時10分

会議録署名

教育委員

記録職員